

豊川市小規模企業事業資金融資制度事務処理細則

(融資の対象)

第1 豊川市小規模企業事業資金融資制度要綱（以下「要綱」という。）第7に規定する融資対象は、次により取り扱うものとする。

(1) 常時使用する従業員には、事業主と生計を一にしている三親等以内の親族、会社の役員は含まないものとする。

(2) 従業員の数は、当該企業に属するすべての本支店（市外を含む）を合計したものとする。

(3) 事業実績の認定は、次により行うものとする。

ア 事業開始の時期は、原則として売上が発生したときをいう。

イ 個人経営から会社経営に移行した場合は、同一の業種に属する事業の継続と認められるときは、個人経営時代の業歴を通算できるものとする。ただし、新設会社の代表者と個人経営当時の事業主は同一でなければならない。

ウ 個人経営の場合、親子、夫婦、兄弟が前事業者の死亡、老齢、傷病等の事により、やむを得ずその事業を引き継いで行っていると認められる場合は、前事業者の業歴を通算することができるものとする。

エ 許認可事業については、原則として許認可の時期を実績年数計算の起点とする。

(4) 同一業種に属する事業とは、原則として日本標準産業分類の同一小分類に属する事業とする。

(税の種類及び調査方法)

第2 納税要件の調査は、所得税(法人の場合は法人税)、事業税、県民税、市町村民税の4税目とする。

2 要綱第11第2号に規定する納税証明書類については、前項の税目に係る直近の納付書又は納付の確認できる通帳の写し、若しくは納税証明書とする。

なお、受付機関等において納付が確認できる場合は、納税証明書類の添付を省略できるものとし、過去の滞納については調査で確認することとする。

(融資の基準)

第3 設備資金の融資にあつては、次の基準にしたがって申込者を指導するものとする。

- (1) 融資の申込みは、原則として工事着工前、付帯施設の新設前及び機器の購入前とする。
- (2) 融資決定後速やかに工事に着手、または機器を購入すること。
- (3) 既設施設及び整備事業が建築基準法、その他法令に違反していないこと。
- (4) 融資対象設備は市内に設置すること。

(融資条件)

第4 要綱第8第1号に定める資金用途については、直接事業経営に必要な設備資金及び運転資金に限るものとし、生活資金、住宅資金（店舗付住宅については店舗相当部分を除く。）、婚礼資金などは対象としない。

(設備資金と運転資金の併用)

第5 設備資金及び運転資金は、併せて融資することができるものとし、この場合設備資金及び運転資金の合計額を要綱第8第2号に定める金額以内とする。

附 則

この細則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。